

## 事業計画書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活に大きな影響を及ぼしています。社会・経済の停滞は、所得や雇用機会の減少となり、減収や失業による生活困窮等の課題が顕在化しました。また、長期化する外出自粛による高齢者等の孤立や心身への影響も新たな課題となっています。

しかし一方で、これまで地域住民主体で取り組んできた、きめ細かな見守り訪問活動が継続して展開され、大人数での交流が制限されるなかでも、改めて地域のつながりの意義を確認する機会となりました。

このような状況においても、「誰もが住み慣れた家庭や地域で、共に支えあい、自分らしく、安心して生活することができる豊かな福祉社会の実現」を目指し、泉佐野市と協働で策定した、本年度より6年間を計画期間とする第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき各事業を推進します。

計画の重点項目である総合相談支援体制の整備については、受託事業の「基幹包括支援センターいずみさの」や「包括支援センターしんいけ」の運営により、高齢・障がい・生活困窮・子育て支援・自殺相談等相談窓口の「丸ごと化」を推進します。また、相談支援を通じて明らかになった課題に対し、生きづらさを抱える人への支援等、居場所づくりや支援の「出口づくり」にも取り組みます。

ボランティアセンター事業については、新たな担い手の発掘に取り組むとともに、状況に合わせてシャッピー喫茶ならびにシャッピーハウスを運営し、幅広い利用を推進してまいります。

地域活動支援については、これまでの活動を大切にしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに導入したICTツールの活用によるリモートサロン等新たなつながりづくりに取り組みます。また、新たな活動主体や地域資源の把握や開発に取り組みます。

日常生活自立支援事業については、利用者の状況に合わせて、必要に応じ行政と連携しながら成年後見制度へ繋いでまいります。

市立社会福祉センター管理運営においては、ふれあい交流事業を開催すると共に安心・安全に利用しやすい環境づくりに努めます。災害関係については、引き続き市関係課と連携を取りながら「災害にも強いまちいずみさの」を目指し、防災と福祉の視点で泉佐野市の地域の絆づくり登録制度等を推進します。

市民一人ひとりに寄り添うことのできる社協を目指して、役職員が一丸となり以下のとおり各事業を推進してまいります。

### 〔1〕法人運営関係

公平・公正な組織運営に取り組むとともに、住民主体の組織である社協の核となる理事・評議員・職員の連携を深め、組織強化を図る。

#### 1. 理事会

##### (1) 理事会の開催

10回

(2) 三役会の開催	随時
(3) 担当理事会の開催	随時
2. 評議員会	
(1) 評議員会の開催	定例 2 回
3. 評議員解任・選任委員会の開催	随時
4. 研修会	
(1) 理事・監事研修会	1 回
(2) 評議員研修会	1 回
(3) 職員研修会	
5. 監事による監査	随時

## 〔2〕地域福祉事業の推進

地域に暮らす誰もが安心して暮らせる街づくりをめざし、引き続き市内全地区に設置している 14 地区福祉委員会およびその支部福祉委員会をはじめとする地域の活動主体への支援を通じて、生活支援体制整備事業を含め地域の支えあい活動の推進を行う。

1. 連絡会等の開催
  - (1) 地区福祉委員会連絡会の開催 4 回
  - (2) 子育てサロン実施地区連絡会の開催 1 回
  - (3) 支部連絡会の開催 1 回
  - (4) 地区単位での「地域の暮らしを話す会」の開催 各地区 1 回
  - (5) 地域交流カフェ実施主体連絡会の開催 1 回
  - (6) その他、必要な連絡会の開催
2. 講習会・講座・研修会等の開催
  - (1) 小地域を支えるボランティア講座の開催（初任者向け）
  - (2) 小地域を支えるボランティア講座の開催（テーマ別） 1 回
  - (3) 子育てサロン実施地区研修会の開催 1 回
  - (4) 小地域ネットワーク活動報告集会の開催 1 回
  - (5) 「わいわいの輪」（第 1 層協議体）等の開催
  - (6) その他、必要な研修会等の開催
3. 助成金の交付
  - (1) 活動実績に応じた地区福祉委員会活動助成金の交付
  - (2) 新規子育てサロン立ち上げ助成金の交付
4. 地域福祉活動計画の推進
  - (1) 地域福祉活動計画推進委員会の開催
5. 社会資源の把握と情報発信
  - (1) e コミプラットフォームの活用による社会資源の可視化
6. その他
  - (1) 地区（支部）福祉委員会活動の広報（社協だより、ホームページ等）

- (2) 協力員のボランティア保険加入
- (3) 見守り対象者ファイルの整備促進と配布
- (4) 地域福祉活動に使用する資材等の貸し出し
- (5) 他機関の実施する会議・研修会・講習会への参加

### 〔3〕災害に強い街づくり事業の推進

災害対策を通じた地域のつながりづくりをめざし、地域の自主防災組織の立ち上げや防災訓練への支援を行うとともに、災害時の避難行動要支援者に対する個別避難支援計画の策定を関係機関との協力のうえで促進していく。また、災害ボランティア事前登録者とともに、平時からの防災意識の共有と発災時の迅速な対応ができる体制の構築をめざす。

- 1. 関係役職員を対象とした災害発生時のシミュレーションの実施
- 2. 災害ボランティア事前登録の推進および登録者への研修の実施
- 3. 災害時図上訓練用マップの提供および訓練の実施支援
- 4. 災害時避難行動要支援者に対する支援・配慮の啓発
- 5. 生活課題検討・調整会議の開催 随時
- 6. 被災地への職員およびボランティアの派遣 随時
- 7. 他機関の開催する研修会・講習会への参加
- 8. 災害救援マニュアルの検証

### 〔4〕ボランティアセンター事業の推進

市民のボランティア活動への理解と参加促進をはかるために、各事業に取り組む。また、幅広い世代が活動しやすいボランティア活動先の開拓や、活動種別の検討を行っていく。

- 1. ボランティアセンター事業
  - (1) ボランティアセンター運営委員会の開催 5回
  - (2) ボランティアセンター登録施設・団体連絡会の開催 1回
  - (3) 市民を対象としたボランティアグループの活動に対する助成
  - (4) ひとつことポストの設置と回答
  - (5) 関係機関団体などとの連携および支援
  - (6) ボランティア保険の加入および請求窓口業務
  - (7) 特技ボランティアの登録推進と活動紹介
- 2. 善意銀行事業
  - (1) 善意銀行のPRと寄付の受付
  - (2) 年間配分計画の答申・払出し
  - (3) チャリティーショップの運営
- 3. サロン・ド・ボランティア推進事業
  - (1) サロン・ド・ボランティアの開催 12回  
(12月はサロン・ド・クリスマス開催)
  - (2) ボランティアアドバイザー連絡会の開催 12回

- (3) 新規登録施設（団体）による施設紹介の開催
- (4) サロン・ド・ボランティア喫茶ボランティア連絡会の開催 1回
- 4. ボランティアグループ支援事業
  - (1) 登録ボランティアグループへの助言および情報提供
  - (2) 登録ボランティアグループ連絡会の開催 1回
  - (3) 朗読ボランティアの活動支援
  - (4) 朗読ボランティア連絡会の開催 1回
  - (5) 社会福祉協議会が実施する事業への協力依頼
  - (6) 登録グループの研修・活動のための備品および会議室の貸し出し
- 5. 広報・啓発の強化事業
  - (1) 社協だよりによるボランティアセンターのPR
  - (2) 内部情報誌『ボランティアニュース』の発行
  - (3) 活動写真パネルの更新と展示
  - (4) 夏のボランティア体験プログラムへの参加協力
- 6. 講座及び研修会等の開催
  - (1) 「ボランティア活動説明会」の開催 3回
- 7. 居場所と交流機会の提供
  - (1) シャッピー喫茶の運営 常設
  - (2) シャッピーハウスの管理運営 常設
  - (3) シャッピーハウス貸し会議室の運営 随時
  - (4) シャッピーハウス掘り出し市の開催 2回
  - (5) シャッピーハウス啓発イベントの開催 1回
- 8. 各種イベントの開催
  - (1) 社協チャリティバザーの開催
  - (2) 社協ふれあいクリスマス会の開催
  - (3) ボッチャスクールおよびボッチャ大会の開催
  - (4) ボランティアフェスティバルの開催

## 〔5〕総合相談事業の推進

身近な相談窓口として心配ごと相談所を関連団体の協力によって開設する。

- 1. 心配ごと相談所の開設
  - (1) 開設日 毎週1回（月曜日・午後1時～4時）  
※第4月曜日はシャッピーハウスにて開設
  - (2) 心配ごと相談所連絡会及び研修会の開催 2回
  - (3) 心配ごと相談所出張相談の開催 2回
  - (4) 心配ごと相談所の啓発

## 〔6〕在宅福祉活動の推進

高齢者や障がい者等の要援護者が安心して在宅生活ができるように地域の福祉

ニーズに対応した活動を支援する。

1. 福祉車両及び車イスの貸し出し
2. 有償協力員派遣事業「おたがいさまの会」の実施
  - (1) 有償協力員の派遣・調整 随時
  - (2) 協力会員連絡会の開催 2回
  - (3) 有償協力員派遣事業運営委員会の開催 1回
  - (4) 「おたがいさまの会」説明会の実施 1回

## 〔7〕高齢者世帯への支援

平成 18 年度より高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けることができることを目的に活動してきた地域包括支援センターについては、令和 2 年 10 月から地域型包括支援センター 5 か所が生活圈域毎に開設されたため、新池中学校圏域について「包括支援センターしんいけ」として引き続き相談支援を行っていく。「基幹包括支援センターいずみさの」は基幹的業務として包括支援センターの周知・啓発活動・地域包括ケア会議を通じた地域課題の抽出等地域型包括支援センターの後方支援を行いながら、市域全体の包括的支援体制の整備を進めていく。

1. 総合相談支援業務
  - (1) 初期相談と継続支援を要する事例の地域型包括支援センターへの紹介
  - (2) 生活圈域を特定できない事例に対する支援の調整
  - (3) 在宅介護ガイドブックの更新と作成・配布
2. 権利擁護業務
  - (1) 成年後見制度の利用支援に関する相談支援
    - ① 市長申立が必要な事例一覧表の作成
  - (2) 市民後見人に対する支援
    - ① 市民後見人受任者への活動支援 随時
    - ② 市民後見人バンク登録者交流会の開催 1回
  - (3) 高齢者虐待の防止
    - ① 高齢者虐待通報の受理 随時
    - ② 高齢者虐待関係会議の開催支援・協力 随時
    - ③ 関係機関とのネットワーク形成
  - (4) 消費者被害への対応と関係機関連携
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
  - (1) ケアマネジャーむけ法定外研修の開催 2回
  - (2) 事例検討会の開催 2回
  - (3) ケアマネジャーとの交流会の開催 12回
4. 介護予防事業業務
  - (1) 自立支援型地域ケア会議の運営（参画） 12回
  - (2) 短期集中型地域ケア会議の運営（参画） 12回
  - (3) 住民向け出張講座の実施 随時
  - (4) 地域での介護予防体操モデル事業の実施 24回

- (5) 介護予防講座の開催 1 回
- (6) 地域健康教室への協力 (2 か所) 4 回
- (7) 大阪府介護予防活動強化推進事業への参画
- (8) 介護保険適正利用の啓発リーフレットの作成と配布
- 5. 在宅医療・介護連携の推進
  - (1) 事務局会議への参画 12 回
  - (2) 「メッセージノート」の配布を通じた人生会議 (ACP) の普及・推進
  - (3) 住民向け在宅医療介護の講座 1 回
  - (4) 入退院連携・在宅医療等多職種連携の合同研修の企画 1 回
  - (5) 在宅医療にむけた介護事業所情報の集約
- 6. 泉佐野市・田尻町介護支援専門員連絡会の事務局運営
  - (1) 幹事会の開催 3 回
  - (2) 総会の開催 1 回
- 7. 認知症施策推進事業
  - (1) 認知症サポーターの養成
    - ① 認知症サポーターキャラバンメイト連絡会の事務局運営
    - ② 認知症サポーター養成講座の開催
    - ③ キッズサポーター養成講座の開催
    - ④ チームオレンジの立ち上げ検討
  - (2) 認知症ケアパスの更新と作成・配布
  - (3) 認知症初期集中支援チームの運営
    - ① チーム員会議の開催 12 回
    - ② 初期集中支援の実施
  - (4) 認知症カフェの推進
    - ① 認知症カフェに対する後方支援 随時
  - (5) 若年性認知症への支援
    - ① 研修会の実施 1 回
    - ② 居場所づくり事業 (りれーしょん) の実施 12 回
  - (6) 認知症予防の推進
    - ① タブレット教室の開催 10 回
    - ② 住民向け出張講座の実施 随時
  - (7) 3 市 3 町認知症ネットワークの構築 (サザン WAO)
  - (8) WAO いずみさの (医師会との共同事業による市民向け講座) の開催 1 回
  - (9) 徘徊 SOS ネットワーク事業の運営 随時
  - (10) 認知症高齢者等個人賠償責任保険の受付・周知

## 〔8〕障がい者世帯への支援

平成 26 年度より障がい者 (児) とその家族等が安心して地域で暮らすことができるように様々な活動を行う基幹相談支援センター事業については、令和 2 年 1

0月からは地域型包括支援センター5か所が生活圏域毎に開設されたため、新池中学校圏域においては「包括支援センターしんいけ」として引き続き相談支援を行っていく。「基幹包括支援センターいずみさの」は、障がい者（児）とそれを支える家族が様々な場面ごとに切れ目のない必要な支援を受けることができる体制づくりを行うために、自立支援協議会（地域包括ケア会議）の専門部会の運営を行いながら、市域全体の地域支援の体制整備を進めていく。

1. 自立支援協議会（地域包括ケア会議）専門部会の運営
  - (1) 事務局会議への参画 6回
  - (2) 相談支援員連絡会の企画・運営 3回
  - (3) 地域包括ケア会議で設定された各種専門部会等の企画・運営  
随時（各部会2～3回程度）
2. 事業所連絡会の開催 2回
3. 総合相談支援
  - (1) 初期相談と継続支援を要する事例の地域型包括支援センターへの紹介
  - (2) 生活圏域を特定できない事例に対する支援の調整
  - (3) 障害サービスガイドブックの更新
4. 権利擁護
  - (1) 成年後見制度の利用支援に関する相談支援
    - ① 市長申立が必要な事例一覧表の作成
  - (2) 市民後見人に対する支援
    - ① 市民後見人受任者への活動支援 随時
    - ② 市民後見人バンク登録者交流会の開催 1回
  - (3) 障害者虐待の防止
    - ① 障害者虐待通報の受理と障がい者虐待通報ダイヤルの実施
    - ② 障害者虐待関係会議の開催支援・協力
    - ③ 関係機関とのネットワーク形成
  - (4) 消費者被害への対応と関係機関連携
  - (5) 住民向け出張講座・小中学校向け出張講座（福祉教育への協力）の実施  
随時
5. 社会参加の推進
  - (1) 既存制度の支援がなじまない人の居場所づくり事業（りれーしょん）  
12回
6. 就労支援体制の確立
  - (1) 障がいの特性に応じた雇用の場の確保
  - (2) 授産製品の販路拡大

## 〔9〕経済的困窮世帯への支援

平成31年度から受託した「生活困窮者自立相談支援事業」は、就労状況・心身の状況・地域社会との関係性その他の事情により、困窮しているものに対して包括的な支援を実施してきた。令和2年10月からは地域型包括支援センター5か

所が生活圏域毎に開設されたため、新池中学校圏域においては「包括支援センターしんいけ」として引き続き相談支援を行っていく。基幹包括支援センターいずみさのは、生活圏域を特定できない事例に対する支援と就労に関する企業情報の整理、見える化を図ると共に既存事業の体系化を行う。

1. 大阪府生活福祉資金等の貸付相談・申請窓口業務
2. 自立相談支援事業
  - (1) 初期相談と継続支援を要する事例の地域型包括支援センターへの紹介
  - (2) 生活圏域を特定できない事例に対する支援
  - (3) 支援調整会議（地域包括ケア会議）の開催 定例会年 12 回・その他
3. 就労準備支援事業
  - (1) 就労準備支援連続講座の開催 1 回
  - (2) 生活準備プログラムの開発
    - ① 居場所づくり事業（りれーしょん）の実施 12 回
    - ② その他のステッププログラムの検討
  - (3) 企業や障害者就労支援事業所等をふくめた情報集約と見える化
4. 家計改善支援事業
  - (1) 家計改善事業の実施
5. 一時生活支援事業
  - (1) ホームレスに対する支援の実施
6. ひきこもり支援
  - (1) ひきこもり支援講座の開催 1 回
  - (2) ひきこもり支援に関する検討・企画
7. フードバンクや寄付を活用した緊急支援の実施

## 〔10〕子育て世代に対する支援

「子育て世代包括支援センター事業」は、産前から子育て世代に関わり、社会的援護を要する家庭の発見・相談・専門機関の紹介を行う。また子育て世代のニーズ把握や支援機関・団体の現状把握・課題把握を行ったり、地域の子育て支援情報の収集や相談支援の充実を目指す。

1. 児童虐待の発生予防
  - (1) しんいけ圏域における妊娠届の受理と母子健康手帳交付時の相談
  - (2) 地域型包括支援センターに対する研修会・意見交換会等の企画
  - (3) 住民向け出張講座の実施 随時
2. 総合相談支援
  - (1) 初期相談と継続支援を要する事例の適切な支援機関への紹介
3. 地域の子育て情報の収集と発信
  - (1) 情報ガイドの作成
  - (2) Instagram による情報発信



#### 4. 関係機関・団体とのネットワーク形成

### 〔11〕地域自殺対策強化事業

「地域自殺対策強化事業」は、家庭や職場以外の多様なつながりの存在が自殺を踏みとどまらせるセーフティネットになるという理解のもと、様々な機関と協力して、「誰もが安心して生きられる」地域づくりを進めていく。

1. 人材養成事業
  - (1) 福祉関係者向けゲートキーパー研修の開催 1回
  - (2) 福祉関係者向け研修の開催 1回
2. 普及啓発事業
  - (1) 市民向けゲートキーパー研修の開催 1回
  - (2) チラシ等を利用した普及啓発事業 随時
3. 相談支援事業
  - (1) 初期相談と適切な支援機関の紹介 随時
4. 地域特性重点化事業
  - (1) 多職種によるオンラインワンストップ相談会の実施 1回

### 〔12〕広報宣伝活動の推進と備品の貸し出し

社協事業や地域福祉についての理解を深めるため、社会的課題やその解決に取り組む活動を周知し、必要な人に必要な情報が届くように的確な情報提供を行う。また市民の福祉活動の充実のため備品の貸し出しを行う。

1. 広報紙『社協だより』の発行と配布 6回
2. 社協ホームページ、ブログ、Facebook、インスタグラムによる福祉情報の発信
3. 福祉啓発 DVD 及び社協備品の貸し出し
4. その他、社会福祉に関する情報の提供

### 〔13〕日常生活自立支援事業の推進

判断能力の十分でない高齢者や障がい者の生活にかかわる相談に応じたり、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援を通じて、日常生活のサポートを行い要援護者の自立を支援する。

### 〔14〕社会福祉協議会会員組織の充実と自主財源の強化

市民の地域福祉活動に対する理解と認識をより一層深め、『社協会員』の継続加入と新規加入を促進し、自主財源の確保を図る。

1. 社協会員会費の募集への協力依頼と協力町会への還付
2. 社協協賛会員の募集

### 〔15〕共同募金事業の推進

地域福祉活動を支えるとともに助け合いの精神を伝える募金活動を推進する。

1. 共同募金運動の実施
  - (1) 配分申請受付

- (2) 各町会・団体への依頼および寄付の受取、報告
  - (3) 街頭募金の実施
2. 歳末たすけあい運動の実施
- (1) 担当者会議の開催
  - (2) 寄付の依頼および受取、報告

#### **〔16〕 民生委員児童委員協議会との連携**

民生委員児童委員協議会では、住民の立場に立った「寄り添う」身近な相談・支援活動を行っている。また従前より、高齢者や障がい者、子育て世帯や子どもの見守り活動、さらには災害に備えたまちづくりに取り組むなど、地域福祉の推進に努めている。引き続き、民児協と協働による地域福祉の向上を推進する。

#### **〔17〕 市立社会福祉センターの管理運営**

地域福祉を推進する活動拠点として、また住民の福祉推進の場である社会福祉センターの管理運営は、泉佐野市から当社協が受託して 15 年目を迎える。老人福祉センターを含め利便性の向上を図り、市民に親しまれる“福祉センター”となれるよう次の項目に留意して運営を推進する。

- 1. 市民の誰もが気軽に集え、安全に利用しやすい環境づくりに努める。
- 2. 効果的・効率的に施設の維持管理をするとともに、経費の節減に努める。
- 3. 職員と利用者が協働して、人権と防災意識の高揚に努める。
- 4. 高齢者・障がい者の交流機会づくりに努める。